

指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第2回）  
議事次第

1 日 時 令和7年6月27日（金）10:00～12:00

2 場 所 旧文部省庁舎6階第2講堂

3 議 題

- (1) 指定宗教法人の清算に係る指針骨子案について
- (2) その他

4 資 料

資料1 指定宗教法人の清算に係る指針骨子案

資料2 釜井委員提出資料

参考資料1 指定宗教法人の清算に係る指針検討会開催要項

参考資料2 指定宗教法人の清算に係る指針検討会の運営に係る申し合わせ

参考資料3 指定宗教法人の清算に係る指針検討会参考資料集

参考資料4 指定宗教法人の清算に係る指針検討会参照条文集

参考資料5 指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第1回）議事要旨（案）

## 指定宗教法人の清算に係る指針骨子案

### 1. 目的・対象

- ① 本指針は、特定解散命令請求等<sup>i</sup>により解散命令が確定した「指定宗教法人<sup>ii</sup>（特別指定宗教法人を含む。以下同じ。）」を対象とし、この法人の清算につき、その目的の範囲内で信教の自由に配慮しつつ、円滑かつ確実な清算手続を通じ、特定不法行為等<sup>iii</sup>の被害者（以下単に「被害者」という。）への賠償が図られるよう、清算法人の財産の管理・処分、債務の弁済その他の事項を定める。
- ② 具体的な個別の指定宗教法人の清算に際しては、清算人は、その権限の行使にあたって、管轄裁判所の監督に従い、状況に応じて適切に判断することとなる。

### 2. 指定宗教法人の清算手続に関する基本的考え方

- ① 一般に、清算は、清算の対象となる法人の性質を踏まえて進めるべきものである。本指針の対象となる指定宗教法人は、特定不法行為等を原因とする相当多数の被害者がいると見込まれ、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる違法行為を根拠として解散された法人である一方、法人格の基盤である宗教団体が現に存するという特性を有している。すなわち、清算人は、これらの特性を踏まえ、清算の目的の範囲内で信教の自由に配慮しつつ、円滑かつ確実な清算が行われるよう、善良な管理者の注意をもって清算事務を遂行することが重要である。
- ② 指定宗教法人の清算手続では、特定不法行為等に係る損害賠償請求等への対応が財産整理の中核を占めるものとなり得る。また、清算法人の財産は自ら引き起こした特定不法行為等によって不法に得られた金員等を含むものである。特にこうした当該金員等の回復が法の基本的な要請であることや、特定不法行為等被害者特例法の趣旨等に照らして、債権の申出期間経過後に申し出た被害者を含め、清算人は被害者に対して誠実さをもって被害の回復を図り、出来る限りの努力をもって実現することを原則的な立場とすべきである。
- ③ 本指針の対象となる指定宗教法人の性質を踏まえると、被害者が多数に上る場合、被害者による被害の早急な申出が困難な場合や証拠資料の散逸・隠匿等を伴う場合があること等の事情から、清算期間は長期間にわたらざるを得ず、許容される。
- ④ 一方で、清算手続が長期間にわたる場合には信者らの宗教上の行為への影

響が大きくなるおそれがあることを踏まえ、清算法人の財産の管理、処分にあたっては、現に存する宗教団体の信者らの信教の自由へ一定の配慮を要する。

### 3. 清算人の職務・権限と清算法人の財務状況の調査等

- ① 清算人の職務と権限は、宗教法人法第49条の2において規定されているところ、同条1項の職務内容は例示であり、清算人の職務と権限は、清算法人の目的の範囲に属する一切の事項に及ぶと解される。そして、清算法人の目的の範囲とは、直接清算を目的とするものに加え、客観的に清算のために必要かつ相当と認められる行為も含まれると解される。
- ② 清算法人の規模が大きい等の事情があるときは、清算人の代理者や当該法人の内部機関を設け、専門家の補助者等を雇い入れ、業務執行、対外的な代理権を分掌させることが円滑な清算に資するものと考えられる。
- ③ 清算人は清算法人の代表者であり、清算事務の執行権限を有するから、清算法人の従業者等への指揮命令や帳簿、当該法人の子会社等<sup>iv</sup>が保有する情報等の物件の検査をはじめ、財産状況や特定不法行為等に係る債権及び被害者等を正確に把握した上で、財務書類の作成等を行うことにより、債権、債務の状況をはじめとして財産状況を真正に示すことができるようにすることが必要である。
- ④ この際、清算人は、国及び地方公共団体並びに金融機関その他の公私の団体が保有する清算法人自身の情報の提供や技術的助言等を求めることができ、必要に応じ外国の団体を含め公私の団体に協力を要請することが適当である。特に所轄庁は、保有する清算法人自身の情報提供をはじめとして自ら保有する情報提供に留まらず、清算人の職務が、特定解散命令請求等の事後処理であり、また、被害者を救済するという単なる財産整理に留まらない目的も持つことを踏まえた対応をすることが適当である。

### 4. 調査妨害や財産の散逸・隠匿等への対応

- ① 清算人の調査を妨害する行為等に対する刑事上の責任について検討すべきである。
- ② 清算法人の従業者等が正当な理由なくして清算人の指揮命令に反する場合、懲戒・解雇等の事由に該当するおそれもある。また、指定宗教法人が解散に至った運営の責任や、調査妨害や財産の散逸・隠匿のため、物件検査に余分に要した費用など、法人関係者が法人に被害を与えた場合は、民事上の責任を問うべき場合も考えられる。

## 5. 清算法人の財産の管理・処分

- ① 清算人は清算法人に帰属する全ての財産の管理処分権限を有するところ、清算法人の財産の資産価値を維持し、公租公課等の支払い義務を果たしつつ、清算に必要な範囲で財産を保有し、適切に管理することが求められる。この際、信者が施設の利用を当然には求めることはできないが、清算手続が長期間にわたることも踏まえると、清算人の合理的な判断の下、清算に支障のない範囲内で、信教の自由に配慮し、信者らの宗教上の行為に礼拝施設等の財産を用いる必要がある場合には、その利用を認めることも許容される。
- ② 信者らからの施設利用の対価の支払い等は、清算法人の財産の維持費、公租公課の支払いや弁済の原資を確保する行為として評価し得るから、清算法人の目的の範囲内のものとして許容される場合がある。
- ③ ただし、解散の原因となった特定不法行為等をはじめとして、宗教上の目的で行われるものであったとしても、他人の生命、身体、財産等に危害を及ぼす行為として法令上禁止される行為は当然に認められないことに留意すべきである。
- ④ また、清算人は、債務の弁済の財源とするために必要がある場合には、動産、不動産を処分することとなるが、その際も、信者らの信教の自由に配慮し、例えば宗教活動に現に利用されていない財産から処分することなどを検討することが望まれる。

## 6. 債務の弁済等と清算法人の残余財産の引渡し

### (1) 債務の弁済等の基本的な考え方

- ① 被害の早急な申出が困難な場合や、証拠資料の隠匿・散逸等を伴う場合があり得ること等を踏まえ、清算法人の保有する寄附等の記録上判明している相手方に対して弁済を求める意思があるか否かの個別の通知や、被害者の求めに応じた当該被害者に係る寄附等の記録の開示、清算法人の関係者への調査等の、能動的な特定不法行為等に係る債務の調査を行うべきである。
- ② 被害者等が多数に上ることや被害の早急な申出が困難な事情等により、弁済等に時間を要する場合は、債権の申出期間経過後から全ての弁済の完了までが長期間となることも許容される。

### (2) 債権の申出期間内の弁済等

- ① 被害者が相当程度に多数存在することや、被害の早急な申出が困難な場合もあること等の具体的な事情を踏まえ、債権の申出期間を相当程度に長期間とすることも許容される。

② 弁済を行うことが他の債権者を害さないと認められる場合には、申出の時期に応じた早期の弁済が許容される。

また、弁済に当たっては、清算法人に中立的な第三者委員会等を置き、円滑な賠償に向けた弁償基準を設けることが、円滑な清算を進める上で効果的であるし、被害者が賠償の見通しを立てる上で適当なものと考えられるし、集団調停等に応じて複数の紛争を一本化して解決することも考えられる。

### (3) 債権の申出期間経過後における弁済と残余財産の引渡し

① 債権の申出期間内に申出をした債権者等への弁済等が終了した後においても、帰属権利者<sup>v</sup>に引き渡していない財産により支払いができる限り、清算人は債権の申出をした被害者に対して当該財産の範囲において弁済をすべきである。

② この弁済等の終了時点において、清算人において、申出をしていない債権者である被害者が存在するなど債務の弁済を終えていないと合理的に判断できる場合、宗教法人の残余財産の帰属権利者は一方的に利益を受け、債権者に劣後する立場であることを踏まえると、清算法人の財産につき、その時点では帰属権利者への引渡しを行わず、当該被害者への弁済に用いることが許容される。

③ なお、清算手続が相当程度の長期間にわたると想定されることを踏まえ、債権者である被害者への債務の弁済に影響がない範囲において、信者らの信教の自由への配慮から、宗教上の行為に用いられる一部の財産を帰属権利者に引き渡すことも、清算人の判断により、許容される場合がある。

④ また、清算手続のいたずらな遅延の弊害を防止する観点から、清算法人や帰属権利者を含む関係者において、清算法人の財産等を基に、将来の清算結了後に清算法人に代わって弁償を行う財団を設ける等して、第三者が被害者のために弁済をする契約を締結することも考えられる。

⑤ 清算人において、債権者である被害者への被害回復の措置を終えたと合理的に判断できる状況となったときは、清算人は、帰属権利者に対して、その時点において清算法人に帰属する財産（「残余財産<sup>v</sup>」）を引渡し、清算を結了させることとなる。

以上

---

<sup>i</sup> 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項に規定される、宗教法人法第

---

81条第1項第1号に該当する事由があることを理由として、所轄庁若しくは検察官による請求又は裁判所の職権により手続の開始がされた同項による解散命令の請求をいう。

- ii 特例法第7条に基づき、「対象宗教法人」（同法第2条1項柱書に規定される、法第81条第1項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、特定解散命令請求等に係る宗教法人）について、特例法第7条第1項各号に規定される、当該法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること、及び当該法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があることのいずれにも該当すると認められるものとして、所轄庁に指定された宗教法人をいう。
- iii 特例法第2条第2項に規定される、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、特定解散命令請求等をされた宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。
- iv 会社法第2条第3号の2に規定される、子会社等（清算法人が過半数以上の株式などの議決権を保有する株式会社や、清算法人が40%以上の議決権を保有し、清算法人の役職員が取締役会等の機関の過半数を占める等の法人）をいう。
- v 宗教法人法第50条第1項の規定により、残余財産の帰属先として規則にその定めがあるときは、その定めるによる帰属先をいい、これによりがたい場合は同条第2項の定めにより定められる帰属先をいう。
- vi 清算法人が、現務を結了し、債権債務を整理した後において、なお残っている清算法人の積極財産をいう。

## 第 2 回検討会発言予定要旨

2025 年 6 月 27 日

委員 釜井英法

指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第 2 回）において、指針案に対する総論的意見として、以下の発言を予定しております。

1 「信教の自由への配慮」は、「清算業務が最優先であること」を前提としたものであることを明記すること

目的や各条項中に「信教の自由に配慮しつつ」と記載されています。宗教法人が解散命令を受けたとしても、個々の信者や任意団体としての宗教団体の信教の自由に配慮するのは当然のことです。

しかし、指針で想定しているのは、宗教法人法第 8 1 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号前段の事由により裁判所によって解散を命じられた宗教法人に関する問題です。このような宗教法人においては、「信教の自由」の名のもとでなされた違法な伝道・教化活動や献金勧誘行為等によって、多くの市民の信仰選択の自由が侵害され、甚大な財産的・精神的被害が生じていることが容易に想定されます。そこで、今後も、解散命令後の信者や任意団体としての宗教団体によって、信教の自由の行使であるとして、同様の被害が生ずる懸念が払拭できません。

また、解散命令を受けた宗教法人の役員、信者等において、信教の自由などを理由に、財産、帳簿、書類等の開示・引渡を拒否したり、隠匿・廃棄するなどして、清算人の調査を妨害する可能性もあります。

このように、信教の自由といえども、宗教法人法により裁判所によって解散を命じられた宗教法人については、清算業務が最優先されるべきことを明記しないまま、単に「信教の自由に配慮しつつ」と記載すると、これらの懸念が具体化してしまうおそれがあります。

それだけでなく、清算人が信者らの違法行為や妨害行為を制止しようとした場合に、指針に「信教の自由に配慮」という記載があることを濫用して、信者

らが清算人に対して信教の自由の侵害であると迫ってくる可能性も否定できません。

そこで、少なくとも信教の自由の濫用的行使がなされないように、指針には、「信教の自由への配慮」は、「清算業務が最優先であること」を前提としたものであることを明記すべきと考えます。

具体的には、

- (1) 各論において「信教の自由に配慮しつつ」とある個所は、全て「ただし、信教の自由といえども違法行為、特定不法行為等に繋がる宗教的行為、清算の妨害となる行為等は当然許されるものではないため、そのおそれがあるときは、清算人は施設利用を拒否し、あるいは許した施設利用を取り消すことができる。」など留保を設けるべきです。
- (2) 上記留保を実効性あるものとするために、清算人が施設利用を許諾するにあたっては、事前に、信者らに利用目的・活動内容等を届けさせるとともに、施設利用にあたっては団体名を明記すること、かつ必要に応じて「違法行為がないかどうか」の観点で弁護士等の第三者を会場に立ち合わせるなど条件を設けることができることを示すべきです。
- (3) 日弁連は、違法行為を防止すべき立法の提言をしています（2023年（令和5年）12月14日付け「靈感商法等悪質商法による個人の意思決定自由を阻害する被害救済・予防の立法措置を求める意見書」）。信教の自由を濫用した被害を防止するために、指針にも、信者らが信教の自由に基づく活動を行う場合の禁止事項として、同意見書における提言の内容（正体を隠した勧誘・伝道活動の禁止、被勧誘者が助言を得る機会を遮断することの禁止、弱みなどにつけ込む行為の禁止）を盛り込むべきです。

## 2 「被害救済を広げるため」の指針であることを明記すべきです

指針が被害の救済を制限するものにならないようにすべきです。「指針に書かれていないこと」については、清算人が、「行わない、あるいは清算人の権限として認められない」というような事態になることは避けなければなりません。

指針は特定解散命令請求等により解散命令が確定した「指定宗教法人（特別指定宗教法人を含む）」を対象とするものであり、「特定不法行為等」に限らな

い被害も多く存在している可能性があります。現に、二世、家族の精神的被害、誹謗中傷やスラップ訴訟による被害など、生じている被害は特定不法行為による被害、献金や物品購入の被害に限られるものではありません。

指針があるがためにこれらの被害が切り捨てられないようにしなければなりませんし、むしろ指針はこれらの被害の救済が積極的に図られるように促すものであるべきです。

現在の指針案では救済が狭まる懸念が残りますので、被害救済を広げるための指針であることを明記した上で、指針は清算人の権限の限界を示すものではないことを明記すべきです。

具体的には、

- (1) 「刑事上の責任について検討すべきである」と限定的に規定されていますが、初動の段階でPCデータを保存・解析することなどは重要と思われるので、必要に応じて、警察に協力を要請することができるかと広く記述すべきです。
- (2) 清算人は古い被害についても調査すべきことを明示すべきです。本件指定宗教法人による被害者は長年にわたって被害を被っている現状があり、後記3のとおり心にも深い傷を負っているため、除斥期間内に損害賠償請求できない被害者も多数存在します。除斥期間を越えた被害についても調査の対象となることを明記するか、少なくとも被害実態に即して十分な被害回復がなされるように努めるなど、除斥期間を越えた被害についての調査が制限されるものではないことを明示すべきです。

### 3 被害者の精神的被害に寄り添うことも清算人の役割とすべきです

債権者は、指定宗教法人から受けた加害行為により、著しい精神的被害、心理的負荷を負っており、後遺症がある人もいます。請求債権には慰謝料請求権も当然含まれます。また、被害者の精神的被害に寄り添わないと、清算人は経済的被害を正確に把握することもできません。

また、現役信者は皆、潜在的被害者といっても過言ではありませんので、これらの潜在的被害者が請求しやすい環境を整えることも清算人の重要な役割です。

そこで、清算人には被害者の精神的被害への配慮が求められること（相談窓口など被害者が相談できる体制を作ること等）を指針に明記すべきです。

解散命令を受けた側（加害者側）の信者・団体に対して信教の自由に配慮するのであれば、被害者側の精神的被害に配慮し、被害者の精神的被害に寄り添うことは当然であり、必要不可欠です。

#### 4 残余財産を引き渡さないことができる場合を明記すべきです

残余財産の引渡しに際して、帰属権利者が清算法人と同一視できる宗教法人ではないかとの疑義が生じる可能性もあります。

そこで、指針には、たとえば帰属権利者が清算法人と同視できる場合のように、宗教法人法50条の趣旨ないし宗教法人の解散命令の趣旨に逸脱するような場合には、清算人は、残余財産について、帰属権利者への引渡しを行わないことができる旨の規定を設けるべきです。清算人の行為によって、公益に反すること、解散命令の趣旨に反することがなされないようにするためです。現行宗教法人法の趣旨に則るものであり、現行法からも導き出せる内容です。

\*宗教法人法50条の趣旨は、渡部蕪「逐条解説宗教法人法〔第4次改訂版〕」297頁～299頁参照。また、文化庁「宗教法人の規則〔二訂版〕」55頁も、残余財産は「公益活動の用に供する財産に充てられることが望ましい」としています。

以 上

## 指定宗教法人の清算に係る指針検討会開催要項

令和7年5月16日  
文化庁次長決定

## 1. 目的

この検討会は、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に規定する指定宗教法人（特別指定宗教法人を含む。以下同じ。）の清算を行う場合において、当該清算が指定宗教法人の特性を踏まえたものとなるよう、清算人による円滑な清算に資する指針案の策定に向けた検討を行うことを目的とする。

## 2. 検討事項

- ・ 清算人による指定宗教法人の財務状況の調査に関する事項
- ・ 特定不法行為等の被害者に対する賠償等債務の弁済に関する事項
- ・ 清算にあたっての指定宗教法人の信者の信教の自由に対する配慮事項

等

## 3. 検討会の構成員

別紙参照

## 4. その他

- (1) 検討会は文化庁次長が開催する。
- (2) 検討会に会長及び会長代理それぞれ1人を置く。
- (3) 会長は構成員の互選で決定する。
- (4) 会長代理は会長が指名し、決定する。
- (5) 会長は会議を主催し、会長に事故あるときは、会長代理が会議を主催する。
- (6) 会議は、総委員の五分の三の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- (7) 会議は非公開で開催し、会議の議事は、議事要旨として公開する。
- (8) 検討会の庶務は文化庁宗務課が担当する。
- (9) (1) から (8) までに定めるもののほか、検討会の運営に係る事項は、検討会が決定する。

## 指定宗教法人の清算に係る指針検討会委員名簿

令和7年5月16日現在

|            |            |  |
|------------|------------|--|
| あらい<br>荒井  | みのる<br>実   | (公財) 日本宗教連盟監事、神社本庁総務部長                     |
| い だ<br>井田  | まこと<br>良   | 中央大学大学院法務研究科教授                             |
| かまい<br>釜井  | ひでのり<br>英法 | 弁護士  |
| きたい<br>北居  | いさお<br>功   | 中央大学大学院法務研究科教授                             |
| こじま<br>小島  | しんじ<br>慎司  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授                          |
| さはら<br>佐原  | ゆきのぶ<br>透修 | (公財) 日本宗教連盟宗教文化振興等調査研究委員会委員、東京都宗教連盟理事長     |
| ししの<br>宍野  | ふみお<br>史生  | (公財) 日本宗教連盟理事、教派神道連合会理事長                   |
| どうけ<br>道家  | のりかず<br>紀一 | 日本キリスト教連合会常任委員、東京都宗教連盟理事                   |
| とまつ<br>戸松  | よしはる<br>義晴 | (公財) 全日本仏教会理事、(公財) 日本宗教連盟宗教文化振興等調査研究委員会委員長 |
| とみなが<br>富永 | ひろあき<br>浩明 | 弁護士  |
| なかやま<br>中山 | たかお<br>孝雄  | 前広島高等裁判所長官                                 |
| やまもと<br>山本 | かずひこ<br>和彦 | 中央大学大学院法務研究科教授                             |

(オブザーバー) 法務省大臣官房司法法制部

指定宗教法人の清算に係る指針検討会の運営に係る申し合わせ

令和 7 年 5 月 2 8 日

指定宗教法人の清算に係る指針検討会決定

指定宗教法人の清算に係る指針検討会開催要項 4. (9) に基づき、指定宗教法人の清算に係る指針検討会（以下単に「検討会」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 委員が病気その他の事情により招集に応ずることができないときは、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。
- 2 会長は、会議を主催し、議事を整理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員は、発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。
- 6 会議は非公開で開催し、議事要旨には、開催日時、場所、出席委員、会議の概要を記載するものとし、当該議事要旨はいずれの委員の発言かを記載しないものとする。
- 7 委員の発言にかかわらず、議事要旨中、個人名、法人名は匿名化して記載するものとする。
- 8 議事要旨は事務局において作成し、出席委員の確認を得た後、速やかに公開するものとする。
- 9 会議資料は、個人名、法人名を匿名化した上で、原則として公開するものとする。ただし、検討中の報告書の原案等、検討会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、非公開とする。
- 10 委員は、検討会の委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期の終了後も同様とする。
- 11 会議の議事要旨の作成その他検討会に関する事務は、文化庁宗務課において処理する。

# 宗教法人の清算手続について（解散命令によって解散した場合）

## 宗教法人の解散

### 清算人の選任

※凡例：法は宗教法人法

- 裁判所は、所轄庁等の請求により又は職権で清算人を選任する(法第49条第3項)。
- 宗教法人の代表役員等は解散によって退任する(法第49条第7項)。

### 法人の債権・債務関係等の調査

- 清算人は、清算法人の債権及び債務など当該法人の財務関係の調査を行う。
- 例えば、清算人は、公告によって、債権者に対して、一定の期間(債権の申出期間)内に請求の申出をするように催告、また、「知れている債権者」に対しては個別に申出の催告をしなければならない(法第49条の3)。

### 現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済

- 清算人は、債権の申出期間内に申出をした債権者や「知れている債権者」等への弁済をする。
- 債権の申出期間経過後に申出をした債権者は、「債務が完済された」後まだ帰属権利者への引渡しをしていない財産に対してのみ請求をすることができる(法第49条の4)。
- 清算人は宗教法人の現務の結了をさせるとともに、債権の取立てを行う(法第49条の2第1項第1号、第2号)。

### 残余財産の引渡し(法第49条の2第1項第3号)

### 清算の結了(法48条の2、法58条)

## (法人の解散)

- 法人の解散は、法人の権利能力の消滅を来すべき原因となる事実であり、法人がその目的遂行のための活動を終止して、既存の法律関係の整理と残余財産の処理のための手続、つまり清算手続に入ることを意味する。（前田・林編429頁、中根392頁）
- そして、法人の目的遂行のための活動の終止と同時に、規則で定められた目的達成のための能力を失うことを意味するものである。（渡辺235頁）

## (法人の清算)

- 清算手続では、できるかぎり速やかにすべての債権者に公平な弁済をすることができるよう、公告により債権申出の催告の規定が定められている。そして、本来、債権者への弁済が全部すまないかぎりには、清算人は帰属権利者に残余財産を引き渡すことはできないはずである。（前田・林編462頁・466頁、渡部293頁）
- もっとも、清算事務をいたずらに遅延させないために、清算手続を早期に結了するためのやむをえない措置として、債権の除斥の制度が設けられている（前田・林編462頁・465頁）。

## (清算法人の権利能力)

- 法第48条の2は「解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす」と規定する。
- 清算中の宗教法人（以下「清算法人」という。）は、解散前の法人と同一性を有するものの、その権利能力は「清算の目的の範囲内」に限定される。この点、清算法人の「清算の目的の範囲内」は、緩やかに解釈されるべき。  
(渡部287頁、前田・林編446頁～447頁)

## (清算の目的の範囲)

- 「清算の目的の範囲内」とは、直接清算を目的とするもののみならず、客観的に清算のために必要かつ相当とみられる行為は含まれる。(渡辺247頁)
- 法人の継続的存在に係る当然の業務に関するものであり、とくに事業活動そのものではないことをもって目的の範囲内と判断したとされる裁判例はある。また、清算法人が本来の積極的活動を復活させることは目的の範囲内に入らぬことは当然である。(前田・林編447頁～448頁)
- 清算の終了まで財産を運用することも、存続に伴う当然の業務と考えられる。  
(前田・林編447頁)

## (解散命令による代表役員の退任と清算人の選任)

- 解散命令による解散の場合、裁判所は、所轄庁等の請求により又は職権で清算人を選任する（法第49条第3項）。またその場合、代表役員と責任役員やそれらの代務者は当然に退任する（同条第7項）。

## (清算人の職務と権限)

- 法第49条の2第1項各号では、清算人の職務の範囲を以下のとおり定める。
  - ・ 「現務の終了」（第1号）
  - ・ 「債権の取立て」及び「債務の弁済」（第2号）
  - ・ 「残余財産の引渡し」（第3号）
- 第1号から第3号までに規定されたものは、主な職務を例示したものにすぎず、清算人の職務は「清算の目的の範囲内」に広くおよぶものと解されている。（渡部292頁、渡辺251頁、前田・林編458頁～459頁）
- そして、同条第2項では、清算人の職務を行うために「必要な一切の行為をする」権限が清算人にあると定める。（渡部293頁、前田・林編460頁）

## (清算人の職務の具体的な内容)

- 法第49条の2第1項各号所定の職務の内容は、以下のとおり解することが一般的と考えられる。
  - ・ 「現務の結了」とは、解散当時すでに着手していたが、未だ完結されていない事務を完結させることを意味する。通常は、法人の解散前に締結されて未だ履行されていなかった契約を履行することが挙げられる。(渡部292頁、前田・林編459頁)
  - ・ 「債権の取立て」とは、給付訴訟の提起をし、債務名義があれば強制執行を行い、担保権の実行等の債権の実現に向けた措置をとることを意味する。また、債権的財産を清算の目的に適するように物権的財産に変形する一切の行為を含むと解すべき。(渡辺252頁、渡部292頁、前田・林編459頁)
  - ・ 「残余財産の引渡し」とは、債務の弁済を終わった後に残存した積極財産の引渡しを意味する。(渡辺259頁、渡部298頁、前田・林編460頁)

## (清算人の権限)

- 宗教法人の清算人は、清算法人の対内的な事務執行・対外的な代表機関であると解され、「職務を行うために必要な一切の行為をする」権限を有しており、法人の解散前の当該宗教法人の代表役員（本来の法人における理事）に相当する地位である。（渡部289頁、前田・林編449頁・458頁・461頁）
- このことから、例えば、清算人が法人の代表者として行う行為は、清算法人の行為とされ、その行為の効果は清算法人について生じる（代表行為）。その際、代表権の範囲は清算目的の範囲に限られる。（渡辺141頁、前田・林編461頁）

## (法人の代表機関による第三者への代理権の付与)

- 法人の組織・活動範囲が拡大されると、法人代表者（理事）が自己の権限に属する法人のすべての事務について自ら執行することは困難。（前田・林編383頁）
- 清算人は清算法人の代表機関であることからして、第三者に包括的に代理を委任することは許されないものの、個々の特定の行為については、第三者に代理を委任することができる。（渡辺142頁、前田・林編383頁）

## （清算人が負う義務）

- 清算人は、清算法人に対して「清算の目的の範囲内」に属する一切の事項を適正に処理すべき義務を負う。（渡辺251頁・139頁）
- そして、清算事務を行う際に、清算人は清算法人との関係において「善良な管理者の注意をもって」清算事務を行うことが求められるものと解されている（善管注意義務）。（渡辺249頁・251頁、中根398頁、前田・林編369頁～370頁・451頁）

## （清算人の善管注意義務の根拠）

- 宗教法人の清算人は裁判所によって選任され、法人の代表者の地位に就くところ、清算法人と清算人との関係については民法の委任の規定が適用ないし準用されると解されている。（渡辺249頁・251頁、中根398頁、前田・林編451頁・353頁～354頁）
- なお、宗教法人とその役員との法律関係が問題となった事案において、当該法律関係は「委任契約と解すべきことから、民法の委任に関する規定が適用される」と解される旨を判示した下級審裁判例がある（昭和37年4月27日京都地裁昭和36年（ネ）第361号判決）。（渡辺140頁）

## (善管注意義務の内容)

- 清算法人と清算人との関係において適用ないし準用される民法の委任の規定では「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」と定められている（民法第644条）。
  - すなわち、清算人は、注意をもって清算事務を処理する義務があるところ、その際に尽くすべき注意の程度を測る標準が「善良な管理者」である。そして、「善良な管理者」の注意とは、清算人と同一グループ<sup>○</sup>(職業的地位、社会的地位、技能・経験等を規準に判断される)に属する平均的な人ならば、清算事務を処理するために合理的に尽くすであろう注意と解されている。（潮見258頁）
  - 具体的には、行為者（宗教法人の清算手続の場合は清算人）の属する職業や社会的地位に応じて通常期待されている程度の抽象的・一般的な注意と言われ、一般的・客観的基準によって定まる（我妻・有泉・清水・田山1372頁・746頁参照、高橋・伊藤・小早川・能見・山口編835頁参照、中田34頁～35頁参照）。
- なお、宗教法人の清算人の善管注意義務の内容は法令上定められていない。

参考資料：我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明編「コンメンタール民法 総則・物権・債権」（第8版）（凡例：我妻・有泉・清水・田山）  
高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編「法律学小辞典」（第6版）（凡例：高橋・伊藤・小早川・能見・山口編）  
潮見佳男「基本講義 債権各論Ⅰ」（第3版）（凡例：潮見）、中田裕康「債権総論」（新版）（凡例：中田）

## （信教の自由の内容）

- 憲法第20条第1項前段は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定める。「信教の自由」には、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由が含まれる。そして、信仰の自由とは、宗教を信仰し、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択し、または変更することについて、個人が任意に決定する自由である。（芦部160頁）
- また、宗教的行為の自由とは、信仰に関して、個人が単独で、又は他の者と共同して、祭壇を設け、礼拝や祈禱を行うなど、宗教上の祝典、儀式、行事その他布教等を任意に行う自由である。（芦部161頁）

## （信教の自由の保障とその限界）

- 信仰の自由は、内面的精神活動の自由であり、他者の権利との調整という問題を生じない以上、保障は絶対的といえる。（宍戸・安西・巻128頁）
- これに対し、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由は、ともに外面的精神活動の自由であるから、公共の福祉による制約がありうる。そして、その制約は必要不可欠な目的を達成するための最小限度の手段でなければならない。（芦部161頁、宍戸・安西・巻128頁）

## (事案の概要)

- 本件は、宗教法人の所有施設内においてサリンの生成を企てたという殺人予備行為が宗教法人法第81条第1項所定の解散命令事由に該当することを理由とする解散命令が、宗教法人の信者の信教の自由を侵害するかが問われた事案（最高裁第一小法廷決定平成8年1月30日民集50巻1号199頁）。

## (決定の要旨)

- 「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、（略）宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられ」ない。
- 「宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。」
- 「宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規定を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。」

# 特定不法行為等被害者特例法の概要（本則関係）

## 趣旨（第1条）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、①日本司法支援センター（以下「法テラス」）の業務の特例、②宗教法人による財産の処分・管理の特例を定める〔3年間の時限立法（附則第5条）〕。

## 定義（第2条）

### 1 対象宗教法人

解散命令の請求が行われ又は事件の着手が開始された宗教法人であって、次の要件に該当するもの

- ① 当該手続の開始に係る請求等が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」といった公益侵害を理由とするものであること。
- ② 当該手続が、公的機関（所轄庁・検察官による請求又は裁判所の職権）により開始されたものであること。

### 2 特定不法行為等

解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者等によるもの

## 法テラスの業務の特例（第2章）

### 1 本件特例の対象となる被害者

特定不法行為等に係る被害者

### 2 特例の内容

- ① 被害者の資力を問わずに援助すること。
- ② 費用の償還・支払を一定期間猶予すること。
- ③ 償還等を免除できる範囲を通常より拡大することとし、その範囲を具体的に規定すること。

## 宗教法人による財産の処分・管理の特例（第3章）

### 1 財産の処分及び管理の特例（第7条～第11条）

#### (1) 本件特例の対象となる宗教法人【=指定宗教法人】

対象宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する（※）。

- ① 被害者が相当多数と見込まれること。
- ② 所轄庁として、財産処分・管理の状況を把握する必要があること。

#### (2) 特例の内容（宗教法人法23条～25条の特例）

- ① 指定宗教法人は、不動産の処分・担保の提供の少なくとも一月前に、所轄庁に通知すること。
- ② 通知を受けた所轄庁は、速やかにその通知に係る要旨を公告すること。
- ③ 通知をせずになされた不動産の処分・担保の提供は、無効とすること。
- ④ 指定された日の属する四半期以降、四半期ごとに財務書類（財産目録・収支計算書・貸借対照表）を作成して、その写しを所轄庁に提出すること（通常は、1年ごとの作成・提出）。

### 2 財産目録等の閲覧の特例（第12条・第13条）

#### (1) 本件特例の対象となる宗教法人【=特別指定宗教法人】（指定宗教法人の指定を経ない指定も可）

対象宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する（※）。

- ① 指定宗教法人の要件に該当すること。
- ② 財産の内容・額、財産の処分・管理の状況等を考慮して、財産の隠匿・散逸のおそれがあること。

#### (2) 特例の内容（宗教法人法25条の特例）

所轄庁は、提出された財務書類の写しを、被害者に対して閲覧させること。

（※）指定宗教法人・特別指定宗教法人の指定に当たっては、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聴くこと。

昭和二十六年法律第百二十六号

宗教法人法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 設立（第十二条—第十七条）

第三章 管理（第十八条—第二十五条）

第四章 規則の変更（第二十六条—第三十一条）

第五章 合併（第三十二条—第四十二条）

第六章 解散（第四十三条—第五十一条の四）

第七章 登記

第一節 宗教法人の登記（第五十二条—第六十五条）

第二節 礼拝用建物及び敷地の登記（第六十六条—第七十

条）

第八章 宗教法人審議会（第七十一条—第七十七条）

第九章 補則（第七十八条—第八十七条の二）

第十章 罰則（第八十八条・第八十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

（宗教団体の定義）

参照条文

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

（境内建物及び境内地の定義）

第三条 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、

第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）

二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。）

三 参道として用いられる土地

四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）

五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地

六 歴史、古記等によつて密接な縁故がある土地

（宗教団体の定義）

（宗教団体の定義）

七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

(法人格)

第四条 宗教団体は、この法律により、法人となることができ

る。  
2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

(所轄庁)

第五条 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの

三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

(公益事業その他の事業)

第六条 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

(宗教法人の住所)

第七条 宗教法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記の効力)

第八条 宗教法人は、第七章第一節の規定により登記しなければならぬ事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記に関する届出)

第九条 宗教法人は、第七章の規定による登記(所轄庁の嘱託によつてする登記を除く。)をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(宗教法人の能力)

第十条 宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(宗教法人の責任)

第十一条 宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 宗教法人の目的の範囲外の行為に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他の代表者及びその事項の決議に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

第二章 設立

(設立の手續)

第十二条 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

- 五 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員  
の呼称、資格及び任免並びに代表役員についてはその任  
期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び  
職務権限、代務者についてはその職務権限に関する事項
- 六 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関  
がある場合には、その機関に関する事項
- 七 第六条の規定による事業を行う場合には、その種類及び  
管理運営（同条第二項の規定による事業を行う場合には、  
収益処分の方法を含む。）に関する事項
- 八 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分（第  
二十三条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を  
定めた場合には、その事項を含む。）、予算、決算及び会計  
その他の財務に関する事項
- 九 規則の変更に関する事項
- 十 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する  
事項を定めた場合には、その事項
- 十一 公告の方法
- 十二 第五号から前号までに掲げる事項について、他の宗教  
団体を制約し、又は他の宗教団体によつて制約される事項  
を定めた場合には、その事項
- 十三 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合に  
は、その事項
- 2 宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲  
載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該  
宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適当な  
方法とするものとする。
- 3 宗教法人を設立しようとする者は、第十三条の規定による  
認証申請の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対

し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨  
を前項に規定する方法により公告しなければならない。

（規則の認証の申請）

- 第十三条 前条第一項の規定による認証を受けようとする者  
は、認証申請書及び規則二通に左に掲げる書類を添えて、こ  
れを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。
- 一 当該団体が宗教団体であることを証する書類
- 二 前条第三項の規定による公告をしたことを証する書類
- 三 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有すること  
を証する書類
- 四 代表役員及び定数の過半数に当る責任役員に就任を予  
定されている者の受諾書  
（規則の認証）
- 第十四条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した  
場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当  
該申請者に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要  
件を備えているかどうかを審査し、これらの要件を備えてい  
ると認めるときはその規則を認証する旨の決定をし、これら  
の要件を備えていないと認めるとき又はその受理した規則  
及びその添附書類の記載によつてはこれらの要件を備えて  
いるかどうかを確認することができないときはその規則を  
認証することができない旨の決定をしなければならない。
- 一 当該団体が宗教団体であること。
- 二 当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合してい  
ること。
- 三 当該設立の手續が第十二条の規定に従つてなされてい  
ること。
- 2 所轄庁は、前項の規定によりその規則を認証することがで  
きない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ当該申請

者に対し、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の場合において、所轄庁が文部科学大臣であるときは、当該所轄庁は、同項の規定によりその規則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教学者審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合において、その申請を受理した日から三月以内に、第一項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。

5 所轄庁は、第一項の規定による認証に関する決定をするに当り、当該申請者に対し第十二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

(成立の時期)

第十五条 宗教学人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

第十六条及び第十七条 削除

### 第三章 管理

(代表役員及び責任役員)

第十八条 宗教学人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がなければ、責任役員の互選によつて定める。

3 代表役員は、宗教学人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教学人の事務を決定する。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教学人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない。

6 代表役員及び責任役員の宗教学人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。

(事務の決定)

第十九条 規則に別段の定がなければ、宗教学人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

(代務者)

第二十条 左の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、代務者を置かなければならない。

一 代表役員又は責任役員が死亡その他の事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

二 代表役員又は責任役員が病気その他の事由に因つて三月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者は、規則で定めるところにより、代表役員又は責任役員に代つてその職務を行う。

(仮代表役員及び仮責任役員)

第二十一条 代表役員は、宗教学人と利益が相反する事項について、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないこととなつたときは、規則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

3 仮代表役員は、第一項に規定する事項について当該代表役員に代つてその職務を行い、仮責任役員は、前項に規定する事項について、規則で定めるところにより、当該責任役員に代つてその職務を行う。

(役員の欠格)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることできない。

- 一 未成年者
- 二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(財産処分等の公告)

第二十三條 宗教法人（宗教団体を包括する宗教法人を除く。）は、左に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九條の規定）による外、その行為の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること。

三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

四 境内地の著しい模様替をすること。

五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを当該宗教法人の第二條に規定する目的以外の目的のために供すること。

(行為の無効)

第二十四條 宗教法人の境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、前條の規定に違反してした行為は、無効とする。但し、善意の相手方又は第三者に対しては、その無効をもつて対抗することができない。

(財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出)

第二十五條 宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2 宗教法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- 一 規則及び認証書
- 二 役員名簿
- 三 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表
- 四 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類
- 五 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿

六 第六条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬ。

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

#### 第四章 規則の変更

##### (規則の変更の手續)

第二十六条 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手續をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第二十七条の規定による認証申請の

少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第二十七条の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。

4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手續が前三項の規定に違反すると認められたときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる。

##### (規則の変更の申請)

第二十七条 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 規則の変更の決定について規則で定める手續を経たこととを証する書類

二 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前条第二項の規定による公告をし、及び同条第三項の規定による承認を受けたことを証する書類

三 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前条第二項の規定による公告及び同条第三項の規定による通知をしたことを証する書類

##### (規則の変更の認証)

第二十八条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面での旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならぬ。

一 その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

二 その変更の手續が第二十六条の規定に従つてなされて

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとする。

第二十九条 削除

(規則の変更の時期)

第三十条 宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

(合併に伴う場合の特例)

第三十一条 合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合においては、当該規則の変更に関しては、この章の規定にかかわらず、第五章の定めるところによる。

第五章 合併

(合併)

第三十二条 二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。  
(合併の手續)

第三十三条 宗教法人は、合併しようとするときは、第三十四条から第三十七条までの規定による手續をした後、その合併について所轄庁の認証を受けなければならない。

第三十四条 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ(規則に別段の定がないときは、第十九条の規定)による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。

2 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から二週間以内に、財産目録及び第六条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならない。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 合併に因つて一の宗教法人が存続し他の宗教法人が解散しようとする場合において、当該合併に伴い規則の変更を必要とするときは、その合併後存続しようとする宗教法人は、規則で定めるところにより、その変更のための手續をしなければならない。

2 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合においては、その合併しようとする各宗教法人が選任した者は、共同

して第十二条第一項及び第二項の規定に準じ規則を作成し  
なければならない。

3 前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第三十八条第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、前項の規定により作成した規則の案の要旨を示して合併に因つて宗教法人を設立しようとする旨を第十二条第二項に規定する方法により公告しなければならない。

第三十六条 第二十六条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、合併しようとする宗教法人が当該合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、左の各号に掲げる同条各号中の字句は、当該各号に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 第一項後段中「当該関係の廃止に係る規則の変更」とあるのは「当該関係の廃止に係る規則の変更その他当該関係の廃止」

二 第二項中「第二十七条」とあるのは「第三十八条第一項」、「当該規則の変更の案」とあるのは「被包括関係の設定又は廃止に関する事項」

三 第三項中「第二十七条」とあるのは「第三十八条第一項」、「前項」とあるのは「第三十四条第一項」

四 第四項中「被包括関係の廃止に係る規則の変更の手續」とあるのは「被包括関係の廃止を伴う合併の手續」、「前三項」とあるのは「第三十四条から第三十七条まで」

第三十七条 合併に伴い第三十五条第三項又は前条において準用する第二十六条第二項の規定による公告をしなければならぬ場合においては、当該公告は、第三十四条第一項の規定による公告とあわせてすることを妨げない。この場合において、第二十五条第三項の規定による公告を他の公告とあ

わせてするときには、合併しようとする宗教法人と同項に規定する各宗教法人が選任した者とは共同して当該公告をするものとする。

(合併の認証の申請)

第三十八条 宗教法人は、第三十三条の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及び第三十五条第一項の規定に該当する場合にはその変更しようとする事項を示す書類二通に、同条第二項の規定に該当する場合にはその規則二通に、左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 合併の決定について規則で定める手續(規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手續)を経たことを証する書類

二 第三十四条第一項の規定による公告をしたことを証する書類

三 第三十四条第二項から第四項までの規定による手續を経たことを証する書類

四 第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、同条第一項又は第二項の規定による手續を経たことを証する書類

五 第三十五条第二項の規定に該当する場合には、合併後成立する団体が宗教団体であることを証する書類

六 第三十五条第三項又は第三十六条において準用する第二十六条第二項の規定による公告をしなければならない場合には、当該公告をしたことを証する書類

七 合併に伴い被包括関係を設定し、又は廃止しようとする場合には、第三十六条において準用する第二十六条第三項の規定による承認を受け、又は同項の規定による通知をしたことを証する書類

2 前項の規定による認証の申請は、合併しようとする各宗教法人の連名とするものとし、これらの宗教法人の所轄庁が異なる場合には、合併後存続しようとする宗教法人又は合併に因つて設立しようとする宗教法人の所轄庁をもつて当該認証を申請すべき所轄庁とする。

(合併の認証)

第三十九条 所轄庁は、前条第一項の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面での旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該合併の認証に関する決定をしなければならない。

一 当該合併の手續が第三十四条から第三十七条までの規定に従つてなされていること。

二 当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合には、それぞれその変更しようとする事項又は規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

三 当該合併が第三十五条第二項の規定に該当する場合に於ては、当該合併後成立する団体が宗教団体であること。

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「当該合併が第三十五条第一項又は第二項の規定に該当する場合に於ては認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類又は規則」と読み替えるものとする。

3 第一項又は前項において準用する第十四条第四項の規定による宗教法人に対する所轄庁の通知及び認証書等の交付は、当該認証を申請した宗教法人のうちの一に對してすれば足りる。

第四十条 削除

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によつて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十六条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立した宗教法人は、合併に因つて解散した宗教法人の権利義務(当該宗教法人が第六条の規定により行う事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

第六章 解散

(解散の事由)

第四十三条 宗教法人は、任意に解散することができる。

2 宗教法人は、前項の場合のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規則で定める解散事由の発生

二 合併(合併後存続する宗教法人における当該合併を除く)。

三 破産手續開始の決定

四 第八十条第一項の規定による所轄庁の認証の取消し

五 第八十一条第一項の規定による裁判所の解散命令

六 宗教団体を包括する宗教法人にあつては、その包括する宗教団体の欠亡

3 宗教法人は、前項第二号に掲げる事由に因つて解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。(任意解散の手續)

第四十四条 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、第二項及び第三項の規定による手続をした後、その解散について所轄庁の認証を受けなければならない。

2 宗教法人は、前条第一項の規定による解散をしようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べべき旨を公告しなければならない。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人が前項の期間内にその意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、その解散の手続を進めるかどうかについて再検討しなければならない。

（任意解散の認証の申請）

第四十五条 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 解散の決定について規則で定める手続（規則に別段の定がないときは、第十九条の規定による手続）を経たことを証する書類

二 前条第二項の規定による公告をしたことを証する書類

（任意解散の認証）

第四十六条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る解散の手続が第四十四条の規定に従ってなされているかどうかを審査し、第

十四条第一項の規定に準じ当該解散の認証に関する決定をしなければならない。

2 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証書」と読み替えるものとする。

（任意解散の時期）

第四十七条 宗教法人の第四十三条第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によつてその効力を生ずる。

（破産手続の開始）

第四十八条 宗教法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表役員若しくはその代務者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表役員又はその代務者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の宗教法人の能力）

第四十八条の二 解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第四十九条 宗教法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人を選任した場合を除くほか、代表役員又はその代務者が清算人となる。

2 前項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、

利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

3 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由によつて解散したときは、裁判所は、前二項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

6 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散によつて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

7 第三項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散によつて退任するものとする。

(清算人の職務及び権限)

第四十九条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。

。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十九条の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の宗教法人についての破産手続の開始)

第四十九条の五 清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の宗教法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の六 裁判所は、第四十九条第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人

に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）の陳述を聴かなければならない。

（残余財産の処分）

第五十条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（裁判所による監督）

第五十一条 宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 第四十九条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人（当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関）」とあるのは、「宗教法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に對し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に對し、意見を述べることができる。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十一条の二 宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十一条の三 削除

（不服申立ての制限）

第五十一条の四 清算人又は検査役の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

第七章 登記

第一節 宗教法人の登記

（設立の登記）

第五十二条 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的（第六条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）

二 名称

三 事務所の所在場所

四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別

五 基本財産がある場合には、その総額

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三条第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項

八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

九 公告の方法

(変更の登記)

第五十三条 宗教法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第五十四条 宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五十五条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

第五十六条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十七条 第四十三条第一項又は第二項(第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。)の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項

の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第五十八条 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第五十九条から第六十一条まで 削除

(管轄登記所及び登記簿)

第六十二条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十三条 設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 第五十二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4 合併による変更又は設立の登記の申請書には、前二項に規定する書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

5 第五十七条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。

6 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第二項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

#### 第六十四条 削除

(商業登記法の準用)

第六十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十六条、第二十七条(登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止)、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条(株式会社(登記)、第三章第十節(登記の更正及び抹消)並びに第四章(雑則)の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの)」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と、同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第六十五条において準用する商業登記法」と、同法第四十五条とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるものとする。

#### 第二節 礼拝用建物及び敷地の登記

(登記)

第六十六条 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をすることができる。

2 敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

(登記の申請)

第六十七条 前条第一項の規定による登記は、当該宗教法人の申請によつてする。

2 登記を申請するには、その申請情報と併せて礼拝の用に供する建物又はその敷地である旨を証する情報を提供しなければならない。

(登記事項)

第六十八条 登記官は、前条第一項の規定による申請があつたときは、その建物又は土地の登記記録中権利部に、建物については当該宗教法人において礼拝の用に供するものである旨を、土地については当該宗教法人において礼拝の用に供する建物の敷地である旨を記録しなければならない。

(礼拝の用途廃止に因る登記の抹消)

第六十九条 宗教法人は、前条の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、遅滞なく同条の規定による登記の抹消を申請しなければならない。前条の規定による登記をした土地が礼拝の用に供する建物の敷地でなくなつたときも、また同様とする。

2 登記官は、前項前段の規定による申請に基き登記の抹消をした場合において、当該建物の敷地について前条の規定によ

る登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

(所有権の移転に因る登記の抹消)

第七十条 登記官は、第六十八条の規定による登記をした建物又は土地について所有権移転の登記をしたときは、これとともに当該建物又は土地に係る同条の規定による登記を抹消しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に準用する。

3 前二項の規定は、宗教法人の合併の場合には適用しない。

第八章 宗教法人審議会  
(設置及び所掌事務)

第七十一条 文部科学省に宗教法人審議会を置く。

2 宗教法人審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 宗教法人審議会は、所轄庁がこの法律の規定による権限(前項に規定する事項に係るものに限る。)を行使するに際し留意すべき事項に関し、文部科学大臣に意見を述べることができる。

4 宗教法人審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならない。

(委員)

第七十二条 宗教法人審議会は、十人以上二十人以内の委員で組織する。

2 委員は、宗教家及び宗教に関し学識経験がある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(任期)

第七十三条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第七十四条 宗教法人審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、文部科学大臣が任命する。

3 会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

(委員の費用弁償)

第七十五条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

第七十六条 削除

(運営の細目)

第七十七条 この章に規定するものを除くほか、宗教法人審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、文部科学大臣の承認を受けて、宗教法人審議会が定める。

第九章 補則

(被包括関係の廃止に係る不利益処分の禁止等)

第七十八条 宗教団体は、その包括する宗教法人と当該宗教団体との被包括関係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、第二十六条第三項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知前に又はその通知後二年間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定めるその他の機関の地位にある者を解任し、これらの者の権限に制限を加え、その他これらの者に対し不利益の取扱をしてはならない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

3 宗教法人は、他の宗教団体との被包括関係を廃止した場合においても、その関係の廃止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれることができない。

(報告及び質問)

第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。

二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。

三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。

2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

3 前項の場合においては、文部科学大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5 第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公益事業以外の事業の停止命令)

第七十九条 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。

3 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭であることを認めなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

(認証の取消し)

第八十条 所轄庁は、第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が

第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

2 前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面  
で当該宗教法人に通知してするものとする。

3 宗教法人について第一項の規定に該当する事由があること  
を知つた者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通  
知することができる。

4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、  
行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十条第三項の規  
定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とも  
に出頭することを申し出たときは、これを許可しなければな  
らない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めた  
ときは、その補佐人の数を二人までに制限することができる。

5 第七十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による認証  
の取消しをしようとする場合に準用する。

6 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは  
、当該宗教法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登  
記の嘱託をしなければならない。

（審査請求の手續における諮問等）

第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九  
条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関  
する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令  
又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査  
請求に対する裁決は、当該審査請求を却下する場合を除き、  
あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後に行なうなければなら  
ない。

2 前項の審査請求に対する裁決は、当該審査請求があつた日  
から四月以内にしなければならない。

（解散命令）

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当  
する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しく  
は検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることが  
できる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに  
認められる行為をしたこと。

二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行  
為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための  
行為をしないこと。

三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である  
場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がない  
のにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えない  
こと。

四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いて  
いること。

五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認  
証に関する認証書を交付した日から一年を経過している  
場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一  
号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いてい  
ることが判明したこと。

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所  
在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の規定による裁判には、理由を付さなければならな  
い。

4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらか  
じめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該

宗団法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5 第一項の規定による裁判に対しては、当該宗団法人又は同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官に限り、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が当該宗団法人の解散を命ずる裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗団法人の主たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の定めるところによる。

（随伴者に対する意見を述べる機会の供与）

第八十二条 文部科学大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証に関し宗団法人の代表者若しくは代理人若しくは第十二条第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人が意見を述べる場合又は第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に関し宗団法人の代表者若しくは代理人が口頭により弁明をする場合においては、これらの者のほか、助言者、弁護士等としてこれらの者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、必要があると認めるときは、その意見を述べる機会を与える随伴者の数を三人までに制限することができる。

（礼拝用建物等の差押禁止）

第八十三条 宗団法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第七章第二節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたもの

は、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産手続開始の決定があつた場合を除くほか、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押さえることができない。

（宗教上の特性及び慣習の尊重）

第八十四条 国及び公共団体の機関は、宗団法人に対する公租公課に係るある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴収に関し境内建物、境内地その他の宗団法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗団法人について調査をする場合その他宗団法人に関して法令の規定による正当の権限に基づく調査、検査その他の行為をする場合においては、宗団法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

（解釈規定）

第八十五条 この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

第八十六条 この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

（審査請求と訴訟との関係）

第八十七条 第八十条の二第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（事務の区分）

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項（第二十八条第二項、第二十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項、第二十六条第四項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項（第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 第十章 罰則

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

- 一 所轄庁に対し虚偽の記載をした書類を添付してこの法律の規定による認証（第十二条第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。
- 二 第九条又は第四十三条第三項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第二十三条の規定に違反して同条の規定による公告をしないと同条各号に掲げる行為をしたとき。
- 四 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは

備付けを怠り、又は同条第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。

- 五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。
- 六 第四十八条第二項又は第四十九条の五第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 七 第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第五十一条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。
- 九 第七章第一節の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 十 第七十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 十一 第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

#### 附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 23 当分の間、宗教法人は、第六条第二項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部科学大臣が定める額の範囲内にあるときは、第二十五条第一項の規定にかかわらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる。

24 前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部科学大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

25 附則第二十三項の場合において、宗教法人は、第二十五条第二項（第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる収支計算書を作成している場合限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

令和五年法律第八十九号

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 支援センターの業務の特例（第三条―第五条）
- 第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例
  - 第一節 解釈規定（第六条）
  - 第二節 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例（第七条―第十一条）
  - 第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例（第十二条・第十三条）
  - 第四節 補則（第十四条―第十七条）
  - 第五節 罰則（第十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、現下の宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「対象宗教法人」とは、宗教法人法

第八十一条第一項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であつて、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの（以下「特定解散命令請求等」という。）に係るものをいう。

- 一 宗教法人法第八十一条第一項第一号に該当する事由があることを理由とするものであること。
- 二 所轄庁（宗教法人法第五条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

2 この法律において「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となつた不法行為、契約申込み等（対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。）の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であつて、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいう。

第二章 支援センターの業務の特例

（支援センターの業務の特例）

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「特定被害者法律援助事業」という。）を行う。

- 一 特定被害者（特定不法行為等に係る被害者であつて、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。以下この条において同じ。）をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ 特定不法行為等に関する民事事件手続（裁判所における民事訴訟手続、民事調停手続、民事保全手続、強制執

行手続その他の民事事件に関する手続をいう。以下この号において同じ。)であつて、特定被害者を当事者とす  
るもの(ハ及び第四項において「特定被害者に係る民事  
事件手続」という。)の準備及び追行(民事事件手続に  
先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。  
同項において同じ。)のため代理人に支払うべき報酬及  
びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替え  
をすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実  
費に相当する額を支援センターに支払うことを約した  
者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等(支  
援センターとの間で、支援センターの特定被害者法律援  
助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて  
契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事  
務弁護士共同法人及び総合法律支援法第一条に規定す  
る隣接法律専門職者をいう。ニにおいて同じ。)にイの  
代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法  
律により依頼を受けて裁判所に提出する書類又は電磁  
的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつ  
ては認識することができない方式で作られる記録であ  
つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを  
いう。以下この号において同じ。)を作成することを業  
とすることができる者に対し特定被害者に係る民事事  
件手続に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して  
支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えを  
すること。

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実  
費に相当する額を支援センターに支払うことを約した

者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等にハ  
に規定する書類又は電磁的記録を作成する事務を取り  
扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うこ  
とを業とすることができる者による特定不法行為等に  
関する法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施す  
ること。

二 前号の業務に附帯する業務(民事保全手続に附帯する担  
保の提供に係る業務を含む。)を行うこと。

2 特定被害者法律援助事業は、対象宗被告人について特定解  
散命令請求等に係る裁判が確定した時若しくは特定解散命  
令請求等の取下げがあつた時又は対象宗被告人が解散(特定  
解散命令請求等に係る裁判による解散を除く。)をした時の  
うちいずれか早い時前にその対象宗被告人に係る特定不法  
行為等について特定被害者法律援助事業の実施に係る援助  
の申込みをした特定被害者について行うものとする。

3 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、  
総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第  
二項に規定する事項のほか、特定被害者法律援助事業に関し  
、特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びそ  
の審査の方法に関する事項、第一項第一号イ及びハに規定す  
る立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に  
関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当す  
る額の支払に関する事項、同項第二号に規定する民事保全手  
続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償  
還に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなけ  
ればならない。

4 前項の場合において、当該償還及び当該支払は、特定被害  
者の迅速かつ円滑な救済に資するよう、特定被害者に係る民

事事件手続の準備及び追行がされている間猶予するものとしなければならず、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当するときは除き、免除できるものとしなければならない。

一 報酬及び実費の償還及び支払 次のイ又はロに掲げる場合

イ 当該特定被害者が一定以上の資力を有する場合

ロ 当該特定被害者の援助に至った経緯、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

二 民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還 次のイ又はロに掲げる場合

イ 当該特定被害者が当該民事保全手続に関し故意又は重大な過失により当該民事保全手続に係る相手方に損害を与えた場合

ロ 当該特定被害者の援助に至った経緯、当該援助を受けた特定被害者の資力の状況、当該援助による支援センターの財務に対する影響その他の当該援助に係る事情に照らし、免除することが相当でないと認められる場合

(総合法律支援法の適用)

第四条 支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

|      |      |  |
|------|------|--|
| 第十二条 | この法律 | この法律及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センター |
|------|------|--|

|            |                          |   |
|------------|--------------------------|---|
| 第十九条第二項第二号 | この法律                     | この法律(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)                             |
| 第二十条第三項第五号 | この法律又は準用通則法(第四十八条)       | この法律、特定不法行為等被害者特例法又は準用通則法(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する第四十八条)         |
| 第二十条第三項第二号 | この法律                     | この法律、特定不法行為等被害者特例法  |
| 第二十条第九項第一号 | 同じ。                      | 同じ。及び特定被害者法律援助契約弁護士等(特定不法行為等被害者特例法第三項第一号ロに規定する特定被害者法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。) |
| 契約弁護士等に    | 契約弁護士等及び特定被害者法律援助契約弁護士等に |   |

|                  |   |                      |   |                       |                             |                         |  |                           |              |   |
|------------------|---|----------------------|---|-----------------------|-----------------------------|-------------------------|--|---------------------------|--------------|---|
| 第三十<br>二条第<br>二項 | 前項  | 各業務                  | 前条  | 業務は                   | 契約弁護<br>士等                  | 前二項の<br>業務              | 前項の業<br>務  | 第二十九<br>条第一項<br>八項第<br>二号 | 第三十五<br>条第一項 | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す<br>る第三十五条第一項 |
|                  | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す<br>る前項 | 各業務及び特定被害者法律援助事<br>業 | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す<br>る前条 | 業務並びに特定被害者法律援助事<br>業は | 契約弁護士等又は特定被害者法律<br>援助契約弁護士等 | 前二項の業務又は特定被害者法律<br>援助事業 | 前項の業務及び特定被害者法律援<br>助事業（特定不法行為等被害者特例<br>法第三条第一項に規定する特定被<br>害者法律援助事業をいう。以下同じ<br>。） |                           |              |   |

|                  |                        |                              |   |                                |                             |                             |                 |    |   |
|------------------|------------------------|------------------------------|---|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|----|---|
| 第三十<br>二条第<br>六号 | この法律                   | 契約弁護<br>士等の                  | 前項  | 及び契約<br>弁護士等                   | 又は第二<br>項の業務                | 契約弁護<br>士等                  | 業務              | 前条 | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す<br>る前条 |
| 業務及び特定被害者法律援助事業  | この法律、特定不法行為等被害者特<br>例法 | 契約弁護士等又は特定被害者法律<br>援助契約弁護士等の | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す<br>る前項 | 並びに契約弁護士等及び特定被害<br>者法律援助契約弁護士等 | 若しくは第二項の業務又は特定被<br>害者法律援助事業 | 契約弁護士等又は特定被害者法律<br>援助契約弁護士等 | 業務及び特定被害者法律援助事業 |    |   |

|                               |            |  |
|-------------------------------|------------|--|
| 第四十<br>六条第<br>六項              | 前各項        | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す         |
| 第四十<br>六条第<br>三項及<br>び第四<br>項 | 第一項        | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す<br>る第一項 |
| 第四十<br>六条第<br>一項              | 以外の業<br>務  | 以外の業務並びに特定被害者法律<br>援助事業                    |
| 第四十<br>二条の<br>二第二<br>項        | 前項         | 特定不法行為等被害者特例法第四<br>条の規定により読み替えて適用す<br>る前項  |
| 第四十<br>二条の<br>二第一<br>項        | この法律       | この法律、特定不法行為等被害者特<br>例法                     |
| 第三十<br>五条第<br>二項              | 契約弁護<br>士等 | 契約弁護士等及び特定被害者法律<br>援助契約弁護士等                |
| 第五<br>条第一<br>項                | 契約弁護<br>士等 | 契約弁護士等及び特定被害者法律<br>援助契約弁護士等                |

|                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 第四十<br>八条の<br>表第五<br>十條の              | 及び総合<br>法律支援<br>法   | 、総合法律支援法（特定不法行為等<br>被害者特例法第四条の規定により<br>読み替えて適用する場合を含む。）<br>及び特定不法行為等被害者特例法  |
| 第四十<br>八条の<br>表第三<br>十九條<br>の第二<br>項の | 総合法律<br>支援法（同<br>法第四十<br>八条にお<br>いて準用<br>するこの<br>法律の規<br>定を含む。<br>） | 、総合法律支援法（平成十六年法律<br>第七十四号）及び特定不法行為等に<br>係る被害者の迅速かつ円滑な救済<br>に資するための日本司法支援セン<br>ターの業務の特例並びに宗教法人<br>による財産の処分及び管理の特例<br>に関する法律（令和五年法律第八十<br>九号。以下「特定不法行為等被害者<br>特例法」という。） |
| 第四十<br>八条の<br>表第三<br>項の               | 個別法<br>総合法律<br>支援法（平<br>成十六年<br>法律第七<br>十四号）                        | 及び個別法   |
| 第五<br>項                               |   | る第一項、第二項及び同条の規定に<br>より読み替えて適用する前二項  |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 第四十<br>八条の<br>表第五<br>十条の<br>四第六<br>項の項  | 第四十<br>八条の<br>表第六<br>十四條<br>第一項<br>の項  | 第四十<br>八条の<br>表第六<br>十四條<br>第一項<br>の項                                 | 第四十<br>八条の<br>表第六<br>十四條<br>第一項<br>の項                                 |
| 総合法律<br>支援法(同<br>法第四十<br>八条にお<br>いて準用<br>するこの<br>法律の規<br>定を含む。                      | 総合法律<br>支援法(同<br>法第四十<br>八条にお<br>いて準用<br>するこの<br>法律の規<br>定を含む。                       | 総合法律<br>支援法(同<br>法第四十<br>八条にお<br>いて準用<br>するこの<br>法律の規<br>定を含む。        | 総合法律<br>支援法(同<br>法第四十<br>八条にお<br>いて準用<br>するこの<br>法律の規<br>定を含む。        |
| 総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。)、特定不法行為等被害者特例法 | 総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。)及び特定不法行為等被害者特例法 | 総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。) | 総合法律支援法(特定不法行為等被害者特例法第四条において読み替えて適用する総合法律支援法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。) |
| この法律  | この法律   | この法律(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)                           | この法律(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)                           |

|   |                         |   |   |
|---|-------------------------|---|---|
| 第五十<br>四條第<br>一項第<br>四号                       | 第五十<br>四條第<br>一項第<br>四号 | 第五十<br>四條第<br>一項第<br>四号   | 第五十<br>四條第<br>一項第<br>四号   |
| 若しくは<br>第五項                                   | 業務以外                    | 業務及び特定被害者法律援助事業<br>以外   | 業務及び特定被害者法律援助事業<br>以外   |
| 、同条第五項(特定不法行為等被害者特例法第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) |                         |   |   |
| 第四十二<br>条の二第<br>二項                            | 第四十二<br>条の二第<br>二項      | 第四十二<br>条の二第<br>二項(特定不法行<br>為等被害者特例法第四条の規定に<br>より読み替えて適用する場合を含<br>む。) | 第四十二<br>条の二第<br>二項(特定不法行<br>為等被害者特例法第四条の規定に<br>より読み替えて適用する場合を含<br>む。) |

(法務省令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

第三章 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

第一節 解釈規定

第六条 この章のいかなる規定も、文部科学大臣及び都道府県知事に対し、宗教法人における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 この章のいかなる規定も、宗教法人が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

第二節 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

(指定宗教法人の指定)

第七条 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができる。

- 一 当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に係る被害者が相当多数存在することが見込まれること。
- 二 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。

2 前項の規定による指定宗教法人の指定(以下単に「指定宗教法人の指定」という。)をしようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聴き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、指定宗教法人の指定をする場合には、その旨及び当該指定宗教法人の名称、主たる事務所の所在地その他の当該指定宗教法人を特定するために必要な事項を公示しなければならぬ。

4 指定宗教法人の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 所轄庁は、指定宗教法人の指定をしたときは、速やかに、その旨を当該指定宗教法人に通知しなければならない。

6 所轄庁は、公示された事項に変更があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定宗教法人の指定の解除)

第八条 所轄庁は、指定宗教法人について指定宗教法人の指定を受けるべき事由が消滅したと認めるときは、当該指定宗教法人の指定を解除しなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。(指定宗教法人の指定の失効)

第九条 指定宗教法人の指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等に係る裁判が確定したとき。
- 二 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等の取下げがあつたとき。
- 三 当該指定宗教法人が解散したとき(第一号に該当するときは除く。)

2 第七条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。  
(不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例)

第十条 指定宗教法人は、宗教法人法第二十三条の規定による公告をするほか、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも一月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならない。

2 所轄庁は、指定宗教法人から前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならない。

3 宗教法人法第二十四条の規定は、第一項の規定に違反してした不動産の処分又は担保としての提供について準用する。(財産目録等の作成及び提出の特例)

第十一条 指定宗教法人の指定があつた場合における宗教法

人法第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「財産目録及び収支計算書を」とあるのは「当該会計年度の収支計算書を、毎会計年度の各四半期（会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。第四項において同じ。）終了後二月以内に当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」と、同条第二項第三号中「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならず、また、同項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第三号に掲げる書類が毎会計年度の各四半期終了ごとに作成されたものであるときは、その作成後十日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならない」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項（特定不行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不行為等被害者特例法」という。）第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特

例

（特別指定宗教法人の指定等）

第十二条 所轄庁は、対象宗教法人が次の各号のいずれにも該

当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

一 第七条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

2 前項の規定により対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。）は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

3 第七条（第一項を除く。）及び第八条の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同項の規定により特別指定宗教法人として指定された対象宗教法人について、同項第二号に規定する事由が消滅したことを理由として特別指定宗教法人の指定が解除されたとき（当該対象宗教法人が同項第一号に規定する事由に引き続き該当するときに限る。）は、当該対象宗教法人は、当該解除がされた日に指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

4 指定宗教法人が特別指定宗教法人として指定された場合における当該指定宗教法人について、第八条第一項の規定により指定宗教法人の指定が解除されたとき又は第九条第一項の規定により指定宗教法人の指定が効力を失ったときは、当該特別指定宗教法人は、第一項の規定による特別指定宗教法人の指定（以下単に「特別指定宗教法人の指定」という。）が解除されたものとみなす。

5 第七条第三項及び第五項の規定は、第三項後段及び前項の場合に準用する。

(財産目録等の閲覧の特例)

第十三条 特定不法行為等に係る被害者は、宗教法人法第二十五条第三項の規定により同条第二項各号に掲げる書類又は帳簿の閲覧を請求する場合のほか、当該特定不法行為等に係る対象宗教法人が特別指定宗教法人の指定を受けたときは、所轄庁に対し、当該対象宗教法人に係る次に掲げる書類の写しの閲覧を求めることができる。

一 第十一条第一項の規定により読み替えて適用する宗教

法人法第二十五条第四項の規定により提出された同条第二項第三号に掲げる書類

二 宗教法人法第二十五条第四項の規定により特別指定宗教法人の指定前に提出された同条第二項第三号に掲げる

書類(特別指定宗教法人の指定があつた日の属する会計年度の前会計年度(同日が当該特別指定宗教法人の会計年度終了後四月以内の日である場合において、当該前会計年度に係る書類が提出されていないときにあつては、前々会計年度)に係るものに限る。)

2 前項の規定により閲覧をした特定不法行為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不法行為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 第四節 補則

(特定解散命令請求等の所轄庁への通知)

第十四条 裁判所は、特定解散命令請求等があつたとき(当該特定解散命令請求等が所轄庁により行われたものである場合を除く。)は、所轄庁に対し、その旨を通知しなければならない。

(宗教法人審議会の所掌事務の特例)

第十五条 宗教法人審議会は、宗教法人法第七十一条第二項に規定する事項のほか、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(聴聞の特例)

第十六条 宗教法人法第八十条第四項の規定は、指定宗教法人の指定及び特別指定宗教法人の指定に係る聴聞について準用する。

(事務の区分)

第十七条 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 第五節 罰則

第十八条 指定宗教法人の代表役員、その代務者又は仮代表役員が、第十条第一項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第二章及び附則第三条第二項の規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日(次条及び同項において「一部施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

第二条 支援センターは、一部施行日前においても、特定被害者法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができ

る。

第三条 この法律の規定は、この法律の施行前にその請求が行われ又はその手続が開始された特定解散命令請求等に係る宗教法人についても適用する。

2 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における第三条第一項（第一号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）とあるのは「書類」と、「必要な書類又は電磁的記録」とあるのは「必要な書類」と、同号ニ中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」とする。

3 第十一条第一項の規定は、指定宗教法人の指定があつた日（第十二条第二項の規定により指定宗教法人の指定を受けたものとみなされた対象宗教法人にあつては、当該指定宗教法人の指定を受けたものとみなされた日。次項において同じ。）の属する四半期（指定宗教法人の会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。次項において同じ。）から適用する。

4 前項の場合において、指定宗教法人の指定があつた日の属する四半期がこの法律の施行の日を含むものであるときは、当該四半期に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」とあるのは「及び収支計算書」と、「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」とあるのは「収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とする。

5 前項の場合における第十一条第二項の規定の適用については、同項中「特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とあるのは、「特定不法行為等被害者特例法附則第二条第四項の規定により読み替えて適用する特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とする。

6 第十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に提出された同号に掲げる書類の写しについても適用する。

（この法律の失効）  
第五条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

4 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

## 指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第1回）議事要旨（案）

## 1. 検討会の概要

- 日 時 : 令和7年5月28日（水）10:00～11:55
- 場 所 : 文部科学省旧庁舎6階第2講堂
- 出席者 :
- 【委員】 荒井委員、井田委員、釜井委員、北居委員、小島委員、佐原委員、宍野委員、道家委員、戸松委員、富永委員、中山委員、山本委員
- 【事務局】 藤原文部科学事務次官（途中退席）、森田文化庁次長、小林文化庁審議官、塩原文化戦略官、山田文化庁宗務課長 ほか関係官

## 2. 議事概要

## (1) 指定宗教法人の清算に係る指針検討会の運営について

指定宗教法人の清算に係る指針検討会開催要項（以下「開催要項」という。）第4項（3）に基づき、委員の互選により井田委員が会長に決定された。

開催要項第4項（4）に基づき、井田会長の指名により、北居委員が会長代理に決定された。

開催要項第4項（9）に基づき、資料2の案のとおり、「指定宗教法人の清算に係る指針検討会の運営に係る申し合わせ」が決定された。

## (2) 委員間の意見交換

資料3について事務局より説明があり、その後に委員間で意見交換がなされた。その際、次のような意見があった。

- 検討会の委員の間でも、宗教法人法の定める清算手続を、柔軟に、かつ被害者救済の目的に合わせて運用し、いかに工夫していくかが重要であるというコンセンサスは、本日の会議で共有されているように感じている。

宗教法人法は第43条で定める様々な解散事由を一つの清算の制度で規定しているが、指定宗教法人の清算手続は、指定宗教法人制度を規定する特定不法行為等被害者特例法第1条に規定するように「被害者の迅速かつ円滑な救済に資する」という目的をもった清算手続であり、任意解散などの場合と同様に清算を進めてしまうとうまくいくとは考えがたく、被害を受けた方々の救済をいかに図っていくかということが当然のこととして求められる。
- 指定宗教法人の清算にあたって、その法人の心理的な影響の下にいたり、その法人の関係者と個人的な人間関係がある、反対に被害申告すれば関係者から著しい非難を受けることを恐れるなどの事情から、清算開始時点では、被害を申告できない潜在的な被害者が相当多数存在するおそれがあることを考慮するべきである。
- 形式的に法律を当てはめてしまっただけでは、不公平感をもたれてしまいかねない。指定宗教法人は、一般の宗教法人による宗教活動とは次元が違い、特定不法行為等により財産を形成していることは厳しく評価していく必要がある。

- 解散が決定された指定宗教法人は、法令に違反し、公共の福祉を著しく害すると明らかに認められる行為をしたと司法で認定された法人である。清算にあたっては、被害者に対して丁寧な対応が行われるべきであり、潜在的な被害者を含めて、被害者の取りこぼしのないように十分な配慮を尽くした指針を設けていくべきである。一方、信者は存在しており、法人の解散に伴い事実上の制約が生じるとしても、信者の一般的な宗教活動が継続できるよう配慮する必要もあると考えられる。
- 指定宗教法人の清算においては、少なくとも清算開始当初は、清算法人の職員が清算人に協力をしないおそれがあり、清算人としては、最初の接触の日の時点で、紙の資料やデータを確保することが1つのポイントとなる。こういった場合、例えば情報技術に詳しい者など、事態に対処する能力がある者の協力を得ることができれば資料の確保は円滑になるものと考えられる。清算人の安全確保も重要である。
 

また、清算法人の管理対象財産が大きく、全国的に点在しているような場合には、清算人の財産管理の負担が大きく、力のある清算人団を編成して、税理士、公認会計士、不動産鑑定士などの助力を得ることが必要であるし、相当多数の被害者がいることから、個別の訴訟には代理人を選任して対応をしていくことが必要である。
- 特定不法行為等を原因とする被害者が多数あり、かつ、その損害賠償債権等に対する対応というのが清算人の清算事務の相当部分を占める可能性があり、また、そもそもこのような被害者が損害賠償を申し出るには一定の時間を必要とし、債権調査についても非常に困難な問題がある。このため、必然的に清算手続に時間を要する。
 

また、帰属権利者の残余財産の引渡請求権は、持分権を持つ株式会社の株主の引渡請求権などと異なり対価性がなく、債権者に対して劣後する立場にあり、迅速な引渡し等を保障する必要性というのは必ずしも高いものではなく、残余財産の引渡しの手続に当たっても、まずもって追求すべきは、被害者、債権者をできるだけ完全に救済することであり、清算手続に一定の時間をかけるとしても被害者救済を図る。そういう意味では、迅速性が一定程度後退するということは当然に予定されるべきと考えられる。清算期間が長期となれば、結果として、潜在的な被害者が被害を申告する期間も増え、弁済を受けられることとなるのではないかと考える。
- 債務の弁済に当たっては、特定不法行為等による被害の返金のみならず、慰謝料請求等の額の確定が必要となるところ、債権額を確定していくに当たっての弁済の基準が必要となると考えられる。このような基準づくりは、中立な第三者委員会のようなものを設けて、公平性を確保していくことが適当である。このような基準に基づき、一定程度の類型化を図って、類型に当てはまる場合には債権の存在を認めていくという手法も考えられる。
- 清算結了に当たっての処理として、清算結了後に被害を申告する方がいらっしゃるおそれもある。一部の財産を第三者が管理する弁償財団に預けることも考えられるのではないかと。もとより、帰属権利者は債権者に劣後する立場にあると考えられ、このような措置に対して強い主張をすることはできないのではないかと考える。ただし、帰属権利者との交渉は相当に困難なものと思定される。
- 清算結了後に弁済を行う第三者への金員の拠出について、帰属権利者の同意がなければならぬか否かはなお研究の余地があるのではないかと。

- 清算法人の職員の協力が得られない場合、清算人による懲戒処分や損害賠償請求等の民事上の措置が考えられる。清算開始前の段階で法人役員により善管注意義務に反する行為がなされている場合には、これを理由に損害賠償請求することも考えられる。
- 知れたる債権者を広く的確に把握していくことも重要である。一定程度の相手方を類型化し、知れたる債権者とみなして、清算法人から債権の存在を通知することも考えられる。
- 清算人の地位について指定宗教法人の清算の特殊性を踏まえると、通常の会社の清算などのような、解散した法人の1機関として、法人又は関係者に対して善管注意義務を負う立場というものとは、違う側面を持っていると考えられる。

会社法においても、債権者が多数で利害関係が複雑、清算事務等の処理に長時間を要すると予想されるといった、清算の遂行に著しい困難が認められるような場合には特別清算を申し立てることができるということとなっており、特別清算における清算人の地位は、株主等のみならず、債権者にも公平誠実義務を負うこととし、いわば第三者として観念されている。

指定宗教法人の清算手続における清算人も、清算人は清算法人の側だけを見ていればいいということではなく、一定の、第三者的な、公益を保護するような性質を持った役割が認められるのではないかと考えられる。

したがって、手続が公正に遂行されるように、被害者が適切な債権申出を行えるような措置や、法人の関係者が清算事務に十分に協力しないような場合には、その責任を追求していくことが求められる。また、公益の担い手として、その法人を所轄する官庁等とも協力をしながら情報提供を求めるといった、公益的な立場に基づいて業務を遂行するということが理論的にも正当化され、また、要請されると考える。

- 今回の検討の範囲である清算手続は、法人の財産上の側面に注目した手続であるが、事実上は信者の宗教的な行為に対して何らかの支障を及ぼす可能性はあることは、過去の裁判における決定上の考え方であり、信教の自由についての支障に対する配慮は必要である。

この考えを前提としつつも、とりわけ宗教法人の解散の中でも、解散命令請求の結果として解散がされるという場合には、純粹に私人間の問題とは言いきれず、その後の清算にも国としても関心を持つべきであり、今回の指針を設けることも求められるところと考える。

また、憲法的観点から見ると、指定宗教法人として指定しているということは、団体に係る特定不法行為等の被害者が多数存在するというを国として認めた逸脱事例であり、指針の内容を、憲法の信教の自由の観点から考える場合にも、そのような認定、評価を行ったということと一貫した議論がなされる必要があると考えられる。

- 宗教法人の管理運営に携わってきた立場から考えても、信教の自由への配慮は重要であるが、清算手続自体は法人の運営に係る事項であり、いけないことはいけないものという前提で進めていただくことが適当であると考えられる。法人の管理運営で法律違反をし、多数の被害者を生じたことには、それに応じた制限が生じてしかるべきである。
- 信者の宗教行為に確かに必要な財産の管理・処分に関して、債務総額に対して現預金などの流動資産が十分にあるのであれば、他の動産、不動産をあえて換価することは考えがたい。
 

こういう場合、帰属権利者と、清算結了後に弁償を担う財団を設けさせる交渉に当たっては、信者の宗教行為に確かに必要な財産を円滑に引き渡す代わりに、一定額の流動資産は清算法人

に留め置かせたり、清算終了後は、例えば明らかに除斥期間が経過する20年間は、弁償財団に留め置き、それでもなお残れば帰属権利者に引き渡したいという交渉をすることも考えられるのではないか。

また、被害者救済という視点で言えば、早く清算手続を進めて宗教行為に確かに必要な財産を引き渡すためには、被害申告についても、例えば寄附額については全額債務と認めるといった基準とする交渉も考えられる。この場合、宗教行為のための資産は早期に帰属権利者に引き渡せて信者の信教の自由の保護にもつながるし、被害者も満足な弁済を受けやすいとも評価できるのではないか。

- 信者の信教の自由への配慮がどの程度できるかは、指定宗教法人の資産状況に大きく依存すると考えられる。十分に現預金等があり、物件検査や弁済等の清算目的上必要がないのであれば、清算人としては、宗教目的の不動産について換価する必要性もないため、信者の宗教上の行為のための利用を認める余地がある。また、固定資産を換価する必要がある場合も、宗教目的の資産は換価しがたく、駐車場等、より一般的な利用に適う資産から売却していこう。

したがって、流動資産の形で十分な責任財産が確保されていれば、結果として信者の信教の自由に配慮した清算が行いやすいと言える。

- 1人の取りこぼしもなく被害者を救済して弁済することができれば、この残余財産は、指定宗教法人の財産としての特徴を持たないものになるとも解釈でき、宗教法人法に基づいた通常の処分ができるのではないか。